

「戦争放棄」はしない、という意味です。わが国の安全保障のため「自衛のためだ」といって戦争ができます。「9条をまわれ」と叫ぶ平和主義者を「安心」させる「極上の工作」です。この工作で鯛を釣るつもりです。改憲案9条1項が最悪の毒饅頭！

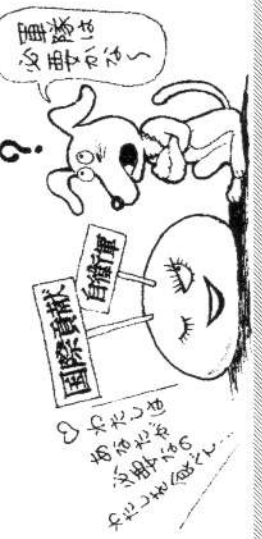
記載欄

~~賛成~~

(自衛軍)

わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。

- ②自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行なうにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ③自衛軍は法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行なうことができる。
- ④第2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。



鯛は、もちろん9条2項の削除(交戦権復活、軍隊保持)。

「わが国の平和と安全を確保」する「自衛軍」?

いったい、どこの国が攻めてきますか。ソ連が崩壊するまでは「ソ連が攻めてくる脅威論」。次は「北朝鮮がミサイル発射脅威論」。「脅威論」は、いつも「自衛戦争」を仕掛ける口実です。

軍隊は国民を守る(?) 戦争で人権を保障する(??) ……それは戦争屋のたましです。先の戦争で「愛する人」は、まもられましたか? 多くの人の人権を蹂躪したのが現代戦争だったのではありませんか?

「国際社会の平和と安全を確保」? ……いつか戦争で「国際社会の平和と安全」はまもられましたか?

現行憲法の9条2項は平和憲法の心臓です。心臓を抜かれた平和憲法は死にます。死んだら絶対に生き返りません。

たまわれなさいなさい!



記載欄

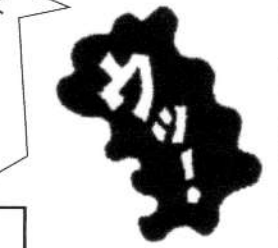
~~賛成~~

(改正)

①この憲法の改正は、衆議院又は参議院の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が決議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。

現憲法では、各議院の3分の2の賛成がなければ憲法改正の決議は成立しません。これが2分の1(過半数)になれば、いつでも国民投票にかけることができます。今回、9条2項の改正案が否決されても、つくられた脅威におびえる国民の、熱狂・興奮・感動の頃合いを見て何度でも憲法改正案を提出できます。

あゝあ簡単、憲法改悪!



さあ、オールXで憲法改正国民投票を迎え撃ちましょう。

